平成31年箕輪町告示第24号

箕輪町工場等設置事業補助金交付要綱(平成28年箕輪町告示第112号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の別表第2の改正規定(「総額」の次に「及び工場等の取得価格の合計」を加える部分に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。また、平成31年4月1日前にすでに別表第2に規定する産業用地取得事業に係る用地を3,000㎡以上で取得している場合は、改正後の用地取得面積の要件を満たしているものとする。

平成31年3月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町工場等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕輪町企業振興及び誘致条例(平成17年箕輪町条例第40号。以下「条例」という。)第3条第5号の規定に基づき、工業等の誘致の促進と工業施設の近代化を図るため、工場等の新増設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則(昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 条例第5条第2号に規定する補助金の対象事業の内容、補助金額及び交付時期については、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、統合譲渡等により引き続き事業を継承する場合は対象外とする。

(補助金交付要件)

- 第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 工業等(条例第2条第3号に規定する工業等をいう。)を営む者
 - (2) 町内に事業所を設置しようとする者又は事業所を有する者で、青色申告書を提出する法人又は個人であること。
 - (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町工場等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)により関係書類を添えて、補助対象年度ごと町長に申請するものとする。ただし、町長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときはこれを審査し産業振興上適当と認めたときは速やかに交付決定し、箕輪町工場等設置事業補助金交付決定書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 補助金交付の決定通知を受けた者(以下「決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当す

るときは、箕輪町工場等設置事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を、その事実の 生じた日から10日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条の基準を欠いたとき。
- (2) 取得固定資産の内容に変更があったとき又は当該固定資産税額に変更が生じたとき。
- (3) 事業を承継したとき。
- (4) 事業を廃止又は休止したとき。

(実績報告)

第7条 決定者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに、箕輪町工場等設置事業実績報告書 (様式第4号) を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査及び現地調査等により補助金の額を確定し、箕輪町工場等設置事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 決定者は、補助金の支払いを請求しようとするときは、箕輪町工場等設置事業補助金支払請求 書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

別表第1 (第2条関係) 固定資産税に対する補助

事業名称	補助対象事業の内容	補助金額	交付時期
工設業	町内に工場等を有しない者(以下「新規企業」という。)が新たに 工場等を設置し、又は町内に工場 等を有する者(以下「既存企業」 という。)が、新たに異なる業種 の事業を営むために工場等を町内 に設置する場合	工場等の設置に伴う建物、及びその敷地である土地(土地を取得して1年以内に建物を建設した場合に限る。以下同じ。)に係る初年度から5年度分の固定資産税年額相当額	補助金交付の 決定を受けた 者の各年度の 固定資産税年 額納付後
	既存企業が新たに工場等を町内に 増設又は移設する場合	工場等の設置に伴う建物、及びその敷地である土地に係る初年度から3年度分の固定資産税年額相当額	補助金交付の 決定を受けた 者の各年度の 固定資産税年 額納付後
	新規企業又は、既存企業が新たに 償却資産を取得し、町内に設置す る場合	取得した償却資産 (機械及び装置 に限る。) に係る初年度分の固定 資産税相当額。ただし、300万円を 限度とする。	補助金交付の 決定を受けた 者の初年度の 固定資産税額 納付後

別表第2 (第2条関係) 用地取得費に対する補助

事業名 補助対象事業の内容	補助金額	交付時期
---------------	------	------

称			
産業用 地取事業	工場等を新設、増設又は移設するための用地を取得するもので次の各号に該当する場合 (1) 用地取得面積 5,000㎡以上 (2) 投下固定資産 当該用地の取得費を除く投下固定資産総額及び工場等の取得価格の合計が2億円を超えるもの (3) 操業開始時期 用地取得から3年以内 (4) 新規雇用 雇用保険適用者の採用が見込まれること	用地取得費(用地の取得価格及び 附随する補償費とし、用地取得に 伴う租税公課、所有権移転登記費 用等は含めない。)の30/100以内 とする。ただし、3億円を限度と する。	補助金交付の 決定を受けた 年度を初年度 とし、5年間 の分割交付